神戸町社協居宅介護支援事業所

介護保険でサービスを利用するまでの流れ

① 要介護認定の申請

申請には介護保険被保険者証、４０歳～６４歳は医療保険証が必要です。

② 認定調査・主治医意見書

認定調査員が自宅や施設等を訪問し、心身の状態を確認するための認定調査（１時間程）を行います。主治医意見書は市町村が主治医に依頼。

③ 審査判定（申請から認定の通知までは原則３０日以内に行います）

調査結果及び主治医意見書を元に１次判定（コンピュータ）に入力され、全国一律の判定。
１次判定の結果をもとに介護認定審査会による要介護度の判定が行われます。

④ 認定

認定は要支援１・２から要介護１～５の７段階及び非該当にわかれます。
認定の有効期間は６ヶ月～４８か月で設定。

⑤ 介護（介護予防）サービス計画書の作成

介護サービスを利用する場合は、介護（介護予防）サービス計画書の作成が必要。
ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。

⑥ 介護サービス利用の開始

※次回は、介護保険で利用できるサービスの種類と内容について説明します。

●お問い合わせ　神戸町社協居宅介護支援事業所　☎ 0584-28-1025

神戸町訪問介護ステーション

住み慣れた地域、家で安全・安心な生活を送れるように支援します。

多様化したご要望に応えます！
介護保険と組み合わせて、生き甲斐のある生活が出来るように応援します。

身体介護

- 入浴・清拭・着替え
- 排泄介助（トイレ・オムツ交換）
- 通院介助･外出同行 など

生活援助

- 掃除
- 洗濯
- 調理
- 買い物　など

自費サービス

介護保険外

- 話し相手
- 外出同行
- 大掃除
- 衣替え　など

介護保険ではできない、趣味・嗜好品の買い物や趣味の外出なども同行し、安全に移動して頂けます。
介護保険をお使いの方は、ケアマネジャーにご相談ください。

●お問い合わせ　神戸町訪問介護ステーション　☎ 0584-28-0200